

富山地方裁判所委員会（第30回）開催議事概要

1 開催日時

平成30年5月25日（金）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

【委員】（五十音順，敬称略）

木下実，坂田博美，佐藤隆文，布尾英二，服部寿人，早野栄子，原啓一郎，
村上美也子，湯上均，和久田道雄

【オブザーバー】

笠松民事首席書記官

【説明者】

山田（倫）簡裁判事，石田簡裁庶務課長，関原地裁総務課庶務係長

【事務担当者】

廣田地裁事務局長，中村地裁事務局次長，柳瀬家裁総務課長，山川家裁総務
課課長補佐

4 進行次第

- (1) 新委員の紹介，挨拶
- (2) 委員長挨拶
- (3) 議事「民事調停手続の利用促進について」

ア 概要説明

イ 意見交換

別紙のとおり

- (4) 前回の委員会での提言に対する取組状況について報告

5 次回のテーマ

「職員の採用広報について」

6 次回の開催期日

次回委員会は，富山家庭裁判所委員会との合同開催の予定とし，開催日時については，富山家庭裁判所委員会と調整の上，後日決定する。

(別紙)

意見交換

(○委員, ●裁判所)

- 民事調停制度を活用していただくために、広報等に関して、民事調停制度の利用促進のための方策についての御意見を伺いたい。
- 高校生の段階から民事調停制度を教える機会があると、社会に出てトラブルに巻き込まれた際の解決方法の一つとして利用できると思う。
- SNSが活発に利用されている時代であるが、ホテル業界において、フェイスブックやインスタグラムを活用したところ、利用者数が増加した実績がある。どの年代層の方も利用している時代なので、広報活動の手段として活用してはどうか。
- 職員採用広報ではフェイスブックを活用しているが、民事調停制度等の手続案内はホームページのみで紹介している。今後、フェイスブック等の利用についても検討していかなくてはならないのではないかと考えている。
- 民事調停の制度自体は知っていたが、事件数が減少している現状や、詳細な制度内容は知らなかった。現在、障害者に対する相談員をしているが、障害者差別解消法が施行され、相談員数が増加し、行政で対応できている一面もあるため事件数が減少しているとも考えられるが、裁判所としては事件数減少の理由はどのように考えているのか。
- 裁判所全体の事件数の動向を見ると、調停事件を含めた民事事件全体の事件数が減少している現状である。また、弁護士人口が増加し、裁判所外での紛争解決事案が増加していると予想される点や、社会全体の景気回復傾向の影響を受けて民事調停事件数が減少していると考えられる。
- 氷見市役所内に、社会福祉協議会と共同で相談コーナーを設けて相談対応をしているが、相談件数は増加している現状である。相談の中で、裁判所での紛争解

決を示唆すると、刑事裁判と勘違いなさる方も多い。また、裁判所を利用するとお金がかかるのではないかと危惧する方もおられる。

● 御意見のとおり、裁判所に対するイメージそのものを変えていく必要があると考えている。

○ 相談業務を行う中で、紛争解決のために、弁護士にアドバイスをもらうように勧める事はあるが、裁判所へ相談するように勧める事はなかった。今回の説明を聞き、初めて近隣トラブルの解決にも民事調停制度が利用できる事を知った。

家庭裁判所からリーフレットが届くが、追加で届くことがないので、少数で構わないので半年に一度は配布を続けてもらいたい。

○ 民事調停制度の存在は知られているが、制度内容が広く知られていない現状だと思う。市町村や法テラス等にリーフレットを配布しているということであったが、民事調停制度の利用者が中高年層に多いのであれば、その年代の方にとって分かり易いリーフレットにする必要があると思う。また、リーフレットを配布する際に、置いてもらうように依頼するだけでなく、例えば職場への配布を依頼する、自治会で回覧してもらう、公民館に掲示するなどの積極的な依頼方法を検討すべきである。

裁判所のホームページを見たが、紹介されたリーフレットにたどり着けなかった。分かりやすい掲載を検討してもらいたい。

○ 例えば未払賃金に関する相談であれば、相談先として労働基準監督署が思い浮かぶが、一般的に考えられる相談先に行かずに、いきなり裁判所へ行ってもよいのか。

● 裁判所へ相談に来ていただいても問題はない。

○ 申立人が民事調停制度を知ったきっかけとして最も多いのが、申し立てる前に相談した窓口とのことであるが、具体的にどのような機関で相談しているのか。

● 市町村などが実施している無料法律相談、国民生活センター、消費生活センター、弁護士や弁護士会、司法書士や司法書士会、法テラス、警察署、労働局、労

働基準監督署が挙げられている。

- 自分の機関では解決できない相談内容であれば、他の外部機関を紹介することになるが、適切な相談機関を紹介することで実績にもなる。リーフレット配布先として紹介があった関係機関等に対し、裁判所を紹介してもらうように積極的に広報活動を行うことが効果的と考える。

トラブルに巻き込まれたときに、どういう解決手段があるか分からず行動できない人もいるため、一般市民向けの広報活動も必要だと思う。また、利用者の声が口コミで広がると効果的だと思う。

- 弁護士として多くの法律相談に応じているが、外部機関の相談担当者にとっては、相談内容から、裁判所へ案内することが適しているのか判断できない場合があると思う。最高裁判所のホームページに、当事者が特定できないように配慮した上で、民事調停制度を利用して解決した事例や利用者の声を掲載すると、外部機関の相談担当者にも、どのような場合に民事調停制度の利用を勧めて良いのか分かると思う。

相談者に最高裁判所のホームページから印刷した申立書を渡すこともあるが、該当箇所にとどり着くことが困難である。ホームページの掲載方法を体系的に分かり易くすると、外部機関の相談担当者も、裁判所の手続案内を検索し易くなると思う。

- 裁判官として民事調停事件を担当しているが、地方ほど裁判所で事件を解決した事実を秘密にする傾向があり、調停条項に、第三者に口外しないようにという条項を設けることが多い。利用者が積極的に民事調停で紛争を解決した事を公表するのは困難だと思う。
- 守秘義務の観点から具体的事例を掲載するのは難しいが、各地方裁判所のホームページではなく最高裁判所のホームページに事例を抽象化して紹介できれば、効果的な広報になると思われる。

- 大学教授として大学生と接しているが、最近の若者はトラブルを受け身に捉え

て自分から相談する事ができない傾向にある上、インターネット等で気軽に投稿して解決してしまう事が多いため、民事調停制度の利用までは難しいと思う。小・中学生の段階から、民事調停制度の利用を考えることができるような教育を推進することが大切だと思う。

- トラブルを抱えた場合、身近な人には言いづらくても、逆に全く関係のない所では相談しやすいと思うので、正しい相談機関を教えることが大切だと思う。
- 裁判手続との比較から言える民事調停制度の利点は、申立書が簡易である点、申立費用が安い点及び詳細な事情等を書面で提出するのではなく調停期日で調停委員に話すことで足りる場合が多い点にある。一方で、話し合いによる解決を図る手続であるため、相手方が出頭しないと調停を打ち切らざるを得ない点が難点である。
- 福祉関係で相談対応をする場合、どこまで裁判所で対応可能な問題なのか分からない事が多い。
- 福祉の現場と連動して、体系的に問題点を把握していく必要があると考える。
- とりあえず裁判所へ相談に来た来庁者に対しては、管轄の裁判所に案内してもらえるのか。
- 裁判所に来てもらえれば、相談内容を聞いた上で、管轄の裁判所へ案内している。
- 今回、委員の皆様から出された御意見は、今後の民事調停制度の利用促進の参考とさせていただきたい。